

いじめ防止基本方針



水戸市立飯富中学校

はじめに

この水戸市立飯富中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、平成25年6月28日に交付された「いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）」で、「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に必要な危機を生じさせるおそれがあるものである。」とされ、いじめ防止の対策の重要性をうたっていることを受け、その13条の規定に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。この学校基本方針の下、生徒が生き生きと活動し、それぞれの夢の実現に向けて取り組めるよう学校教育活動を展開していくことを示すものです。

1 いじめ防止等のための基本的な方向

<いじめの定義～いじめ防止対策推進法 第2条>

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※「一定の人間関係のある者」

同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒が関わっている何らかの人間関係のある者を指す。

※「いじめの定義の4つのポイント」

- ① 行為をした者（A）も行為の対象になった者（B）も児童生徒であること。
 - ② AとBの間に一定の人間関係が存在すること。
 - ③ AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をすること。
 - ④ Bが心身の苦痛を感じていること。
- 4つの要件を満たした場合「いじめ」と認知する。

※「心理的又は物理的な影響を与える行為」

<心理的な影響を与える行為>

- ◆ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◆ 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ◆ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◆ パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる。

<物理的な影響を与える行為>

- ◆ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆ 金品をたかられる。
- ◆ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

(1) いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こる可能性を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促して行くことが必要である。そのために、学校は、いじめ未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んで行くことが大切である。

(2) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめ防止等の取組を、いじめ未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 生徒実態調査を定期的実施し早期発見・早期対応に努める。(生活アンケート、いじめ早期発見チェックリスト：月1回の活用、オンライン相談の開設)
- ④ 校内研修等において、学校基本方針に対する職員の共通理解を図ると共に、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

(3) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

① 設置の目的

法第22条を受け、いじめ防止等に関する対応を適切に行うために「校内いじめ対策委員会」を設置する。

② 校内いじめ対策委員会構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年担当者・養護教諭で校内委員会を構成する。その他、必要に応じて校長がその他委員を決定する。(スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)、スクールロイヤー(弁護士)、民生委員等の地域人材、警察、児童相談所など)

③ 役割内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめ相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめの疑いがある情報が入った際に緊急会議を開き、いじめの認知とその後の組織的な対応方針を決定するための役割(情報の共有・関係生徒への事実関係の聴取・指導支援体制の確立・対応方針決定・保護者との連携体制の確立)

(4) 地域・保護者との連携

① 保護者への意識啓発(法における保護者の責務 第9条)

- 保護者会、学年懇談会等において、いじめ防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。
- いじめ防止フォーラムを開催し、地域にも呼び掛ける。
- 生徒に対する各種アンケートを実施するとともに、学校の取組をホームページや各種便りなどで発信する。
- 地域の活動によるいじめ未然防止に努める。

② 関係機関等との連携

- 警察、児童相談所、市教委、民生委員、青少年健全育成委員との連携を図る。
- ※ 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携徹底について
 - ・学校と警察は、生徒の健全育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談体制を構築する。
 - ・児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を防ぐため、学校は、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。
- 小中の連携を強化する。

2 いじめ防止等の具体的な取組

(1) いじめ未然防止のための取組

- ① 生活指導計画の充実（生徒指導全体計画 生活目標年間計画 いじめ防止年間計画）
- ② 社会性の育成
 - 職業体験、職場体験、小中交流、市民センター交流等
- ③ 生徒会活動によるいじめ防止の取組
 - あいさつ運動：週1回実施
 - いじめ解決フォーラム
- ④ 日常的な職員間の連携・情報交換
 - 毎週月曜日の企画会（校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭）
 - 臨時職員朝会、職員集会、生徒指導部員会

(2) いじめ早期発見のための取組

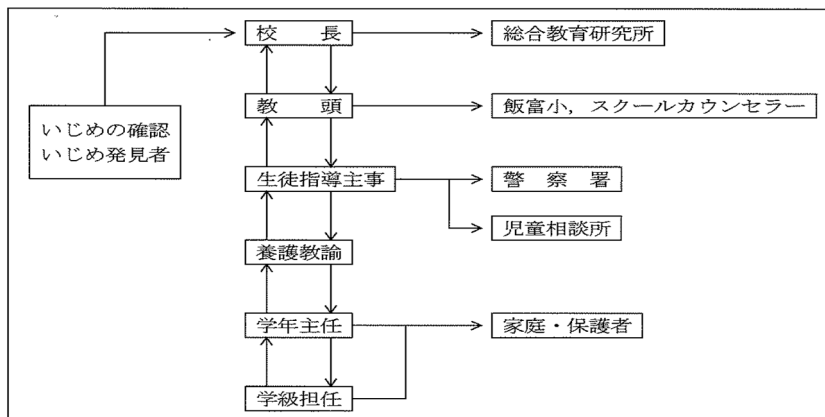
- ① いじめ相談・オンライン相談の設置（生徒指導主事）
- ② 定期的なアンケート
 - 生活アンケート（生徒）毎月実施
 - いじめ早期発見チェックリスト（教師）隔月実施
- ③ 教育相談の実施（随時相談、定期相談：4月、11月）
- ④ 日常の生徒看護
- ⑤ スクールカウンセラー（全員面談の実施）、スクールソーシャルワーカー、こころの教室相談員の活用

(3) いじめへの組織的即時対応の取組

- ① いじめの発見→校内いじめ対策委員会の開催→認知
- ① 市教委への報告（校長→市教委）
- ② 組織を活用した状況調査と対応（組織で指示）
 - いじめられている生徒の保護
 - いじめをしている生徒への指導
 - いじめられている生徒の保護者への対応
 - いじめをしている生徒の保護者への対応
 - その他の生徒に対する対応

3 連絡・報告体制

<いじめ発生時における連絡体制>



4 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

生徒が自殺を企画した場合	身体に重大な障害を負った場合	金品等に重大な被害を被った場合	精神性の疾患を発症した場合
--------------	----------------	-----------------	---------------

② 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

年間30日を目安として欠席した場合	一定期間連続して欠席しているような場合
-------------------	---------------------

(2) 重大事態の報告

迅速に	教育委員会（総研）への報告	市長への報告
-----	---------------	--------

(3) 重大事態の調査（「校内いじめ対策委員会（拡大版）」の設置）

- ① 重大事態が生じた場合は、専門的知識を有するもの（例：スクールローヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）のほか、第三者からなる組織を設け調査する。
- ② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート調査等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないことがないよう配慮する。
- ③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

(4) 重大事態が発生したときの調査の指針等

※ 詳細は、「Ⅱ 資料」の「3 平成25年度 児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会（文科省報告）」を参照

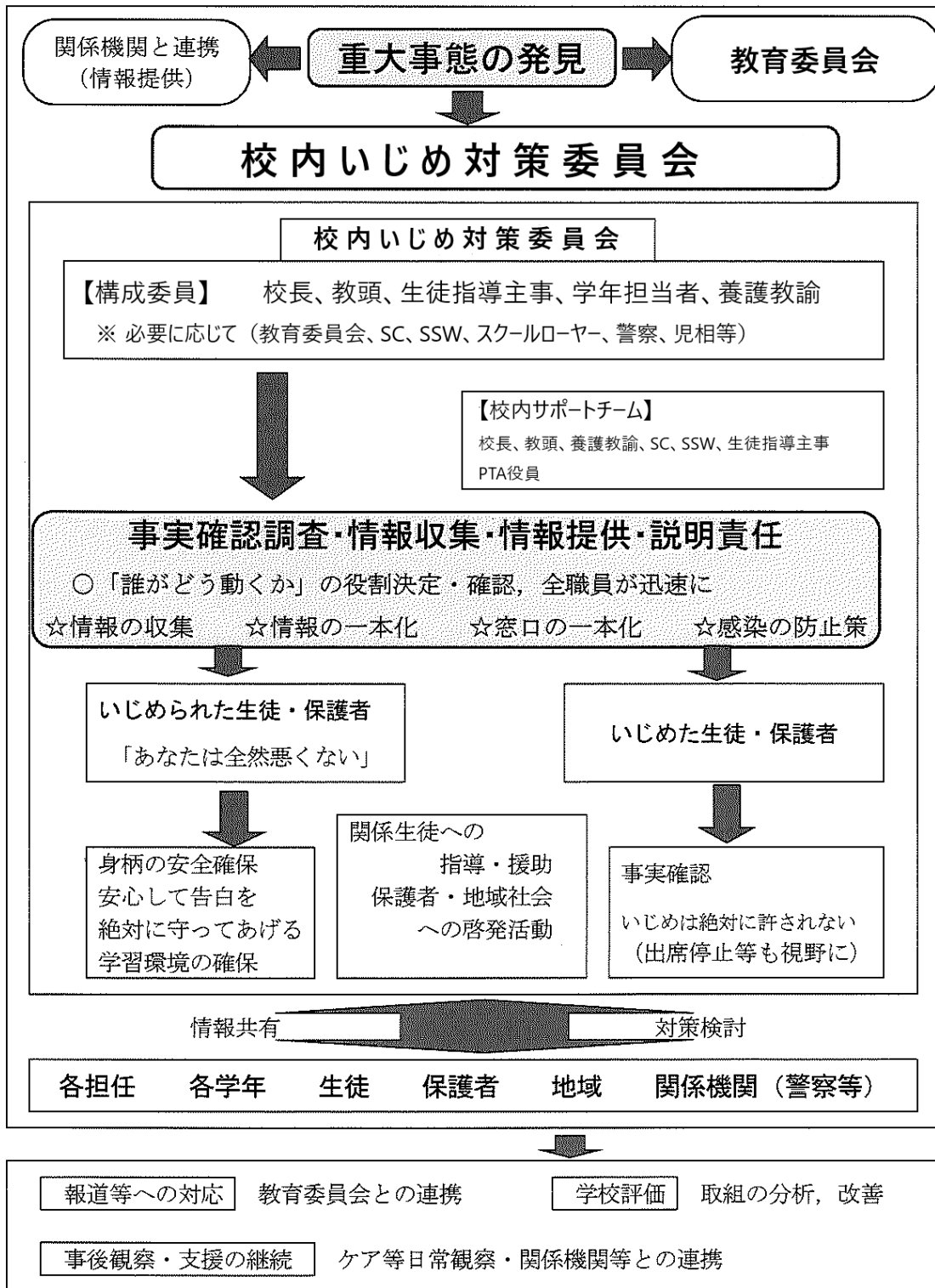
① 基本的な考え方

- ア 事後の自殺防止のため、学校・教育委員会が主体的に行う必要がある。
- イ 自殺の多くは、複数の要因からなる複雑な現象。
- ウ 調査の実施主体は遺族の要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う必要がある。
- エ 学校・教育委員会は平素から、背景調査を適切に実施できるよう備える必要がある。

② 留意事項（一部抜粋）

- ア 初期の誠実な対応…学校・教育委員会は速やかに遺族と連絡をとる
 - イ 初期調査の実施と遺族への説明…全ての教員から迅速に聴取、関わりの深い在校生からもできる限り聴取、速やかに遺族に説明する
 - ウ 詳しい調査について遺族と協議…遺族の要望がある場合など更に詳しい調査を行う
 - エ 必要に応じた調査委員会の設置…遺族が学校や教育委員会が主体となる調査を望まない場合中立的な立場の専門家を加えた調査委員会の早期設置
- ※ どれだけ早期かつ正確に把握できるか「危機管理」を問われる。
※ 報道機関については、市教委と連携を取り合い、指示を受け対応する。

< 重大事態への対応の順序 >



- ※ 重大事態を認知した時点で、緊急の校内いじめ対策委員会を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、校内サポートチームを立ち上げ、一般生徒等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全生徒の不安を解消させる。
- ※ 市教委への報告を行い、その事案の調査等について指導・助言を受ける。

飯富中学校 いじめ防止等のための年間計画

月	主な学校行事	いじめ防止等に関する取り組み		
		生徒に関すること	教職員に関すること	その他
4	入学式 前期始業式 授業参観・PTA総会・懇談会	指導目標 「気持ちよいあいさつをしよう」	学校基本方針確認（職員会議） 生徒理解（情報交換） 生活アンケート実施	PTA総会で保護者に啓発 生徒の実態把握 あいさつ運動
5	遠足（1年） 修学旅行（3年）	指導目標 「友達の意見・発表を傾聴しよう」	生活アンケート実施 <small>いじめ早期発見チェックリスト実施</small>	メディア教育講演会(1年) いじめ解決フォーラム(全) あいさつ運動
6	市総体	指導目標 「部活に積極的に取り組もう」	生活アンケート実施	民生委員、保護司との情報交換会（小中） あいさつ運動
7	自然体験学習（2年） 三者面談	指導目標 「友達の意見・発表を傾聴しよう」	三者面談（全校） 生活アンケート実施 <small>いじめ早期発見チェックリスト実施</small>	いのちを守る教室（全） 児童養護施設との情報交換会 あいさつ運動
8	PTA奉仕作業	指導目標 「部活に積極的に取り組もう」	SCによる小中合同職員研修	いじめに関する職員研修
9	市新人戦	指導目標 「部活に積極的に取り組もう」	生活アンケート実施 <small>いじめ早期発見チェックリスト実施</small>	あいさつ運動
10	前期終業式・後期始業式 スポーツフェスティバル 文化祭 懇談会	指導目標 「進んであいさつしよう」	生活アンケート実施	あいさつ運動
11	清潔なまちづくり運動 三者面談	指導目標 「中学生らしい服装態度を身に付けよう」	三者面談(全学年) 生活アンケート実施 <small>いじめ早期発見チェックリスト実施</small>	SNSいじめ講演会 あいさつ運動
12		指導目標 「中学生らしい服装態度を身に付けよう」	生活アンケート実施	飯富支援学校との交流 子どもの安全に関する協議会 あいさつ運動
1	新入生説明会	指導目標 「先輩や後輩との友情を深めよう」	三者面談（3年） 生活アンケート実施 <small>いじめ早期発見チェックリスト実施</small>	あいさつ運動
2	授業参観・懇談会	指導目標 「先輩や後輩との友情を深めよう」	生活アンケート実施	あいさつ運動
3	卒業式 修了式	指導目標 「先輩や後輩との友情を深めよう」	生活アンケート実施 <small>いじめ早期発見チェックリスト実施</small>	あいさつ運動
	日常の取り組み	毎朝の「心の健康観察」の実施と、気になる生徒への	日常の健康観察 道徳授業の充実	

	声掛け	社会性の育成	
--	-----	--------	--